

「第 1 給食センター（仮称）整備運営事業：入札説明書等」訂正箇所新旧対照表

平成 24 年 6 月 20 日

平成 24 年 5 月 7 日に公表した「（仮称）第 1 給食センター整備運営事業：入札説明書等」からの訂正箇所の対照表を以下に示します。

■入札説明書

該当箇所	訂正前	訂正後																	
P19：Ⅶ. 3	※特別食とは、アレルギー対応食、特別支援学校二次加工食及びアレルギー対応と特別支援学校二次加工食との複合食をいう。	※特別食とは、アレルギー対応食、特別支援学校二次加工食及びアレルギー対応と特別支援学校二次加工食との複合食をいう。 <u>※特別食の入札時算定用の 1 日あたり食数の内訳は、アレルギー対応食：70 食、特別支援学校二次加工食：20 食、複合食：10 食とする。</u>																	
P25：Ⅸ. 4	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">提案書Ⅶ (提案価格等提案書)</td><td>初期投資費見積書</td><td>(様式 H-1)</td></tr> <tr> <td>配膳室改修費見積書</td><td>(様式 H-2)</td></tr> <tr> <td>・・・</td><td>・・・</td></tr> </table>	提案書Ⅶ (提案価格等提案書)	初期投資費見積書	(様式 H-1)	配膳室改修費見積書	(様式 H-2)	・・・	・・・	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">提案書Ⅶ (提案価格等提案書)</td><td>初期投資費見積書</td><td>(様式 H-1-1)</td></tr> <tr> <td><u>開業準備費見積書</u></td><td><u>(様式 H-1-2)</u></td></tr> <tr> <td>配膳室改修費見積書</td><td>(様式 H-2)</td></tr> <tr> <td></td><td>・・・</td><td>・・・</td></tr> </table>	提案書Ⅶ (提案価格等提案書)	初期投資費見積書	(様式 H-1-1)	<u>開業準備費見積書</u>	<u>(様式 H-1-2)</u>	配膳室改修費見積書	(様式 H-2)		・・・	・・・
提案書Ⅶ (提案価格等提案書)	初期投資費見積書		(様式 H-1)																
	配膳室改修費見積書		(様式 H-2)																
	・・・	・・・																	
提案書Ⅶ (提案価格等提案書)	初期投資費見積書	(様式 H-1-1)																	
	<u>開業準備費見積書</u>	<u>(様式 H-1-2)</u>																	
	配膳室改修費見積書	(様式 H-2)																	
	・・・	・・・																	

■入札参加資格審査・入札書類第一次審査様式集

該当箇所	訂正前	訂正後
様式 2-2 -●		<u>(次頁に改頁)</u>

■入札書類第二次審査様式集（その 1）

該当箇所	訂正前	訂正後
2 提出方法 (2) ア	・「提案書Ⅰ」及び「提案書Ⅵ」については、ファイルに綴じたものとは別に、社名やグループ名を明記したものを 3 部提出すること。	・「提案書Ⅰ」及び「提案書Ⅵ」については、ファイルに綴じたものとは別に、社名やグループ名を明記したものを 3 部提出すること。 <u>なお、ファイルの表紙には、事業名、書類名（「提案書Ⅰ」及び「提案書Ⅵ」社名等明記版）、登録番号及び通し番号（1/3～3/3）を記載すること。</u>
提出書類一覧表：様式 No「B-8」	第三者機関による客観的評価の仕組みに関する提案 【提案する場合のみ】 ・事業契約書（案）第 10 条に基づき、第三者機関による客観的評価の仕	第三者機関による客観的評価の仕組みに関する提案 【提案する場合のみ】 ・事業契約書（案）第 10 条に基づき、第三者機関による客観的評価の仕

	組みを提案する場合は、具体的な仕組み、市及び事業者各々のメリット、導入に向けた課題及び要望等について記載してください。	組みを提案する場合は、具体的な仕組み、市及び事業者各々のメリット、導入に向けた課題及び要望等について記載してください。 ・ <u>提案しない場合は、その旨を明記した様式B-8を提出してください。</u>
提出書類一覧表：様式 No「F-13」		<u>（「配膳室改修工事概要」を様式F-14に修正）</u>
提出書類一覧表：様式 No「H-1」		<u>（様式名称を「様式H-1-1」に修正）</u>
提出書類一覧表		<u>（「様式H-1-2」を新規追加）</u>
様式G-1	※支払金利の算出にあたっては、元利均等払いを前提とする支払金利によって算出し、支払金利は基準金利と応募者の提案による利鞘（スプレッド）の合計とする。基準金利は、下記基準日の午前10時現在の東京スワップレファレンスレート（T.S.R）として Terelate17143 ページに掲載されている6ヶ月 LIBOR ベースの（円/円）金利スワップレート10年ものとする。なお、提案書類の提出時に使用する基準金利の基準日は、平成24年7月2日（金融機関の営業日でない場合は翌営業日）とする。	※支払金利の算出にあたっては、元利均等払いを前提とする支払金利によって算出し、支払金利は基準金利と応募者の提案による利鞘（スプレッド）の合計とする。基準金利は、下記基準日の午前10時現在の東京スワップレファレンスレート（T.S.R）として Terelate17143 ページに掲載されている6ヶ月 LIBOR ベースの（円/円）金利スワップレート <u>15年もの</u> とする。なお、提案書類の提出時に使用する基準金利の基準日は、平成24年7月2日（金融機関の営業日でない場合は翌営業日）とする。

■入札書類第二次審査様式集（その2）

該当箇所	訂正前	訂正後
様式G-3-1		<u>（「市の支払う対価合計（①+②+③+④+⑤+⑥）」平成25年度部分の斜線を削除）</u>
様式G-3-2		<u>（入札価格算定用食数【支払ベース】の特別食の内訳を追加）</u>
様式G-3-2	◆備考 3 維持管理・運営に係る対価の固定料金及び変動料金の算出根拠を余白に明記するか又はその内容を別紙に記入して提出してください。（別紙の様式は任意とします。） 4 各欄に記入する金額については、Microsoft Excel の Round 関数により千円未満の端数を四捨五入して記入してください。 5 本様式は、Microsoft Excel を使用して作成し、その情報（算定数式含む）が保存されているCD-Rを提出してください。 6 原則としてA3判2枚に記入してください。（必要に応じ行項目の追加し、又は変更することは可とします。）	◆備考 3 <u>（削除）</u> <u>3</u> 各欄に記入する金額については、Microsoft Excel の Round 関数により千円未満の端数を四捨五入して記入してください。 <u>4</u> 本様式は、Microsoft Excel を使用して作成し、その情報（算定数式含む）が保存されているCD-Rを提出してください。 <u>5</u> 原則としてA3判2枚に記入してください。（必要に応じ行項目の追加し、又は変更することは可とします。）

様式G-4		<u>(入札価格算定用食数【提供ベース】の特別食の内訳を追加)</u>
様式G-5		<u>(入札価格算定用食数【提供ベース】の特別食の内訳を追加)</u>
様式H-1		<u>(様式名称を「様式H-1-1」に修正)</u>
様式H-1-2		<u>(様式を新規追加)</u>
様式H-3		<u>(入札価格算定用食数【提供ベース】の特別食の内訳を追加)</u>
様式H-7		<u>(入札価格算定用食数【提供ベース】の特別食の内訳を追加)</u>

■基本協定書（案）

該当箇所	訂正前	訂正後
表題	第1給食センター（仮称）整備等事業 基本協定書（案）	第1給食センター（仮称）整備 <u>運営事業</u> 基本協定書（案）
前文	第1給食センター（仮称）整備等事業（以下「本事業」という。）に関して、福岡市（以下「甲」という。）と〔 〕（以下「代表企業」という。）を代表企業とする〔 〕グループ（各構成員（〔構成員名〕及び〔構成員名〕をいう。以下同じ。）及び各協力企業（〔協力会社名〕及び〔協力会社名〕をいう。以下同じ。）を含む。以下「乙」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。	第1給食センター（仮称）整備 <u>運営事業</u> （以下「本事業」という。）に関して、福岡市（以下「甲」という。）と〔 〕（以下「代表企業」という。）を代表企業とする〔 〕グループ（各構成員（〔構成員名〕及び〔構成員名〕をいう。以下同じ。）及び各協力企業（〔協力会社名〕及び〔協力会社名〕をいう。以下同じ。）を含む。以下「乙」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

■事業契約書（案）

該当箇所	訂正前	訂正後
表紙	（仮称）第1給食センター整備等事業	第1給食センター（仮称）整備 <u>運営事業</u>
事業契約書鑑	1 事業名 第1給食センター（仮称）整備等事業	1 事業名 第1給食センター（仮称）整備 <u>運営事業</u>
目次	第87条（協議及び増加費用の負担等）・・・・・・・・ 42	第87条（ <u>法令の変更</u> ）・・・・・・・・ 42
第2条（15） 〔2ページ〕	（15）「基本協定書」とは、本事業に関して、落札者が決定されたことを確認し、福岡市及び落札者の義務について必要な事項を定める福岡市と代表企業、各構成員及び各協力企業との間で平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日付にて締結された基本協定を証する書面をいう。	（15）「基本協定書」とは、本事業に関して、落札者が決定されたことを確認し、福岡市及び落札者の義務について必要な事項を定める <u>福岡市と各構成員及び各協力企業</u> との間で平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日付にて締結された基本協定を証する書面をいう。
第2条（29） 〔3ページ〕	（29）「サービス購入費」とは、第62条及び別紙2に基づき福岡市が事業者に対して支払う金銭をいい、給食センターの設計・建設に係る対価、学校配膳室改修に係る対価、開業準備に係る対価及び維持管理・	（29）「サービス購入費」とは、第62条及び別紙2に基づき福岡市が事業者に対して支払う金銭をいい、給食センターの設計・建設に係る対価、学校配膳室改修に係る対価、開業準備に係る対価、 <u>維持管理・運</u>

	運営に係る対価から構成される。	営に係る対価及び事前配送及び配膳室業務に係る対価から構成される。
第2条(52) 〔5ページ〕	(52)「要求水準書」とは、入札説明書に添付された第1給食センター（仮称）整備等事業要求水準書をいい、入札時に確定したものとして福岡市が文書により示したものをいう。なお、本契約締結前に要求水準書の改定を行った場合は、当該要求水準書が優先する。	(52)「要求水準書」とは、入札説明書に添付された第1給食センター（仮称）整備 <u>運営</u> 事業要求水準書をいい、入札時に確定したものとして福岡市が文書により示したものをいう。なお、本契約締結前に要求水準書の改定を行った場合は、当該要求水準書が優先する。
第3条第4項 〔5ページ〕	4 本事業を履行するために必要な一切の手段については、本契約及び要求水準等に特別の定めがある場合を除き、事業者がその責任において定める。	4 本事業を履行するために必要な一切の手段については、 <u>要求水準等</u> に特別の定めがある場合を除き、事業者がその責任において定める。
第3条第9項 〔6ページ〕	9 本契約及び要求水準等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。	9 <u>要求水準等</u> における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
第7条第2項 〔7ページ〕	2 事業者は、本事業を遂行するに際し、有識者委員会が提案書類に関して述べた意見、その他福岡市からの要望事項を、尊重しなければならない。ただし、かかる意見、要望事項が、提案書類以外の要求水準等から逸脱している場合は、この限りではない。	2 事業者は、本事業を遂行するに際し、 <u>事業者選定委員会</u> が提案書類に関して述べた意見、その他福岡市からの要望事項を、尊重しなければならない。ただし、かかる意見、要望事項が、 <u>要求水準等</u> から逸脱している場合は、この限りではない。
第8条 〔7ページ〕	2 事業者は、施設整備業務の区分ごとに総合的な調整を行う業務責任者及び管理技術者を、本契約の締結後速やか配置し、福岡市に通知する。業務責任者及び管理技術者を変更した場合も同様とする。なお、業務責任者及び管理技術者の選任及び変更の要件は要求水準等の規定に従う。 3 （略） 4 福岡市は、前3項に基づき配置又は変更された統括責任者、業務責任者又は管理技術者が、要求水準等に定める基準に合致していない等合理的な理由がある場合には、30日以上のお猶予期間を設けて、当該統括責任者、業務責任者又は管理技術者を変更するよう事業者を求めることができる。	2 事業者は、施設整備業務の区分ごとに総合的な調整を行う <u>業務責任者</u> を、本契約の締結後速やか配置し、福岡市に通知する。 <u>業務責任者</u> を変更した場合も同様とする。なお、 <u>業務責任者</u> の選任及び変更の要件は要求水準等の規定に従う。 3 （略） 4 福岡市は、前3項に基づき配置又は変更された統括責任者又は <u>業務責任者</u> が、要求水準等に定める基準に合致していない等合理的な理由がある場合には、30日以上のお猶予期間を設けて、当該統括責任者又は <u>業務責任者</u> を変更するよう事業者を求めることができる。
第10条第7項 〔8ページ〕	7 関係者協議会及びその下部組織の設置及び開催に係る費用は、各自の負担とする。	<u>5</u> 関係者協議会及びその下部組織の設置及び開催に係る費用は、各自の負担とする。
第11条第2項 〔8ページ〕	2 本契約及び要求水準等の記載に齟齬がある場合には、本契約、基本協定書、入札説明書等に関する質問に対する回答、入札説明書、要求水準書、提案書類（ただし、提案書類の内容が要求水準書で示された水準以上のものである場合には、当該内容に関して提案書類は要求水準書に優先する。）、実施方針等に関する質問に対する回答、実施方針の順にその解釈が優先する。	2 <u>要求水準等</u> の記載に齟齬がある場合には、本契約、基本協定書、入札説明書等に関する質問に対する回答、入札説明書、要求水準書、提案書類（ただし、提案書類の内容が要求水準書で示された水準以上のものである場合には、当該内容に関して提案書類は要求水準書に優先する。）、実施方針等に関する質問に対する回答、実施方針の順にその解釈が優先する。

第 13 条 〔 9 ページ〕	1 (略) 2 前項に定める保証の金額は、別紙 2 に定めるサービス購入費 A 及びサービス購入費 B の元本額の合計の 100 分の 10 に相当する金額とする。 3 本契約に定める契約金額の変更があった場合、保証の金額が変更後の別紙 2 に定めるサービス購入費 A 及びサービス購入費 B の元本額の合計の 100 分の 10 に達するまで、福岡市は、事業者に対し保証の金額の増額を請求することができ、一方、事業者は、福岡市に対し保証の金額の減額を請求することができる。	1 (略) 2 前項に定める保証の金額は、別紙 2 に定めるサービス購入費 A、サービス購入費 B の元本額及びサービス購入費 Cの合計の 100 分の 10 に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額とする。 3 本契約に定める契約金額の変更があった場合、保証の金額が変更後の別紙 2 に定めるサービス購入費 A、サービス購入費 B の元本額及びサービス購入費 Cの合計の 100 分の 10 に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額に達するまで、福岡市は、事業者に対し保証の金額の増額を請求することができ、一方、事業者は、福岡市に対し保証の金額の減額を請求することができる。
第 14 条第 2 項 〔 9 ページ〕	2 事業者は、特別目的会社であることに鑑み、本契約及び要求水準等により事業者が行うべきものとされている事業のほかは、自ら行う場合と第三者への委託等により行う場合とにかかわらず、本事業と直接関係のない事業を一切行ってはならない。	2 事業者は、特別目的会社であることに鑑み、要求水準等により事業者が行うべきものとされている事業のほかは、自ら行う場合と第三者への委託等により行う場合とにかかわらず、本事業と直接関係のない事業を一切行ってはならない。
第 21 条第 3 項 〔12 ページ〕	3 第 1 項又は前条第 2 項の通知の日から 14 日を経過しても前項の協議が整わない場合において、福岡市は、必要があると認めるときは、要求水準書、事業日程又はサービス購入費を変更し、事業者に通知することができる。この場合において、事業者に増加費用又は損害が発生したときは、福岡市は必要な費用を負担しなければならない。ただし、事業者が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠った場合においては、この限りでない。	3 第 1 項若しくは前条第 2 項の通知の日から 14 日以内に事業者から福岡市に対して前項に基づく通知がなされない場合又は前項に基づく事業者から福岡市への通知の日から 14 日を経過しても前項の協議が整わない場合において、福岡市は、必要があると認めるときは、要求水準書、事業日程又はサービス購入費を変更し、事業者に通知することができる。この場合において、事業者に増加費用又は損害が発生したときは、福岡市は必要な費用を負担しなければならない。ただし、事業者が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠った場合においては、この限りでない。
第 23 条第 1 項 〔13 ページ〕	第 23 条 給食センター及び学校配膳室の設計は、本契約及び要求水準等に従い、事業者の責任及び費用負担において行う。	第 23 条 給食センター及び学校配膳室の設計は、要求水準等に従い、事業者の責任及び費用負担において行う。
第 32 条 〔17 ページ〕	1～2 (略) 3 福岡市は、前項により運営備品等の内容の確定がなされる前であれば、運営備品等の調達にかかる入札価格を逸脱しない限度で、運営備品等の内容の変更を事業者に求めることができる。事業者は当該変更の求めがなされた場合、14 日以内に検討してその結果を福岡市に通知しなければならない。福岡市は事業者の検討結果を踏まえて、什器備品等の変更の実施又は不実施を事業者に通知し、事業者はこれに従うものとする。 4～5 (略) 6 市は、搬入設置完了確認の結果、搬入・設置された什器備品等が備品リストに定められた内容及び水準を客観的に充たすと認めた場合	1～2 (略) 3 福岡市は、前項により運営備品等の内容の確定がなされる前であれば、運営備品等の調達にかかる入札価格を逸脱しない限度で、運営備品等の内容の変更を事業者に求めることができる。事業者は当該変更の求めがなされた場合、14 日以内に検討してその結果を福岡市に通知しなければならない。福岡市は事業者の検討結果を踏まえて、運営備品等の変更の実施又は不実施を事業者に通知し、事業者はこれに従うものとする。 4～5 (略) 6 市は、搬入設置完了確認の結果、搬入・設置された運営備品等が備品リストに定められた内容及び水準を客観的に充たすと認めた場合

	には、什器備品等の搬入・設置が完了した旨を確認する旨の通知書（以下「搬入設置完了確認通知書」という。）を事業者に交付するものとし、これを満たしていないと判断する場合には、事業者に対して交換、補修若しくは改善を求めることができる。事業者は、交換、補修又は改善を求められた場合、速やかに、自己の責任と費用負担において対応する。 7 第 44 条第 1 項に基づく引渡しの完了により、本契約で別段の定めのあるものを除き、備品リスト記載の什器備品等の所有権その他一切の権利は市に移転する。	には、<u>運営備品等</u>の搬入・設置が完了した旨を確認する旨の通知書（以下「搬入設置完了確認通知書」という。）を事業者に交付するものとし、これを満たしていないと判断する場合には、事業者に対して交換、補修若しくは改善を求めることができる。事業者は、交換、補修又は改善を求められた場合、速やかに、自己の責任と費用負担において対応する。 7 第 44 条第 1 項に基づく引渡しの完了により、本契約で別段の定めのあるものを除き、備品リスト記載の<u>運営備品等</u>の所有権その他一切の権利は市に移転する。
第 33 条 〔18 ページ〕	第 33 条 福岡市は、搬入設置完了確認通知書の交付後に備品リストに記載された什器備品等に瑕疵があることが判明したときは、速やかに事業者へ通知した上、事業者に対して、相当の期間を定めて当該瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。 2 前項による事業者に対する什器備品等の瑕疵の補修又は損害賠償の請求のうち、備品リストに記載した什器備品等に関する請求は、搬入設置完了確認通知書交付の日から 1 年以内に行わなければならない。	第 33 条 福岡市は、搬入設置完了確認通知書の交付後に備品リストに記載された<u>運営備品等</u>に瑕疵があることが判明したときは、速やかに事業者へ通知した上、事業者に対して、相当の期間を定めて当該瑕疵の補修<u>又は交換</u>を請求し、<u>若しくは補修又は交換に代え損害の賠償を請求</u>することができる。 2 前項による事業者に対する<u>運営備品等</u>の瑕疵の補修又は損害賠償の請求のうち、備品リストに記載した<u>運営備品等</u>に関する請求は、搬入設置完了確認通知書交付の日から 1 年以内に行わなければならない。
第 36 条第 1 項 〔19 ページ〕	第 36 条 工事の完成、要求水準書の変更等によって本件土地が不用となった場合において、当該用地に事業者が所有し若しくは管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（事業者が使用する構成企業等その他の第三者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、事業者は、当該物件を撤去するとともに、本件土地を修復し、取り片付けて、福岡市に明け渡さなければならない。	第 36 条 工事の完成、要求水準書の変更等によって本件土地が不用となった場合において、当該用地に事業者が所有し若しくは管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（事業者が使用する<u>建設企業等</u>その他の第三者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、事業者は、当該物件を撤去するとともに、本件土地を修復し、取り片付けて、福岡市に明け渡さなければならない。
第 41 条第 1 項 〔20 ページ〕	第 41 条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたとき（工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときを含む。）は、事業者がその損害賠償額を負担しなければならない。ただし、その損害賠償額のうち福岡市の責に帰すべき事由により生じたものについては、福岡市が負担する。	第 41 条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害賠償額を負担しなければならない。ただし、その損害賠償額のうち福岡市の責に帰すべき事由により生じたもの<u>及び工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により生じたもの</u>については、福岡市が負担する。

第 44 条第 3 項 〔22 ページ〕	3 前条第 4 項に規定する各施設完成確認書の交付が各完工予定日より遅延した場合には、事業者は、各完工予定日から各完成確認書が交付された日（各完工予定日以降、各完成確認書が交付される前に第 69 条又は第 70 条に基づき本契約が解除された場合には、かかる解除がなされた日）までの間（両端日を含む。）に応じ、サービス購入費 A 及びサービス購入費 B の元本額の合計を元本として福岡市契約事務規則（昭和 39 年 3 月 19 日規則第 16 号）に定める率を乗じて計算した額の違約金を福岡市に支払う。	3 前条第 4 項に規定する各施設完成確認書の交付が各完工予定日より遅延した場合には、事業者は、各完工予定日から各完成確認書が交付された日（各完工予定日以降、各完成確認書が交付される前に第 69 条又は第 70 条に基づき本契約が解除された場合には、かかる解除がなされた日）までの間（両端日を含む。）に応じ、サービス購入費 A 及びサービス購入費 B の元本額の合計（ <u>学校配膳室の遅延の場合はサービス購入費 C</u> ）を元本として福岡市契約事務規則（昭和 39 年 3 月 19 日規則第 16 号）に定める率を乗じて計算した額の違約金を福岡市に支払う。
第 45 条第 1 項 〔22 ページ〕	第 45 条 福岡市は、各施設に瑕疵があるときは、事業者に対し、福岡市が各施設の引渡を受けた日から 2 年以内に限り、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補（備品にあつては交換とする。）を請求し、又は修補に代えて、若しくは修補と共に損害の賠償を請求することができる。ただし、事業者が悪意である場合、当該瑕疵が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合、又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 87 条第 1 項に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力上又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、当該請求を行うことのできる期間は、10 年間とする。	第 45 条 福岡市は、各施設に瑕疵があるときは、事業者に対し、福岡市が各施設の引渡を受けた日から 2 年以内に限り、相当の期間を定めて、 <u>当該瑕疵の修補を請求</u> し、又は修補に代えて、若しくは修補と共に損害の賠償を請求することができる。ただし、事業者が悪意である場合、当該瑕疵が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合、又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 87 条第 1 項に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力上又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、当該請求を行うことのできる期間は、10 年間とする。
第 45 条の 4 〔23 ページ〕	第 45 条の 4 事業者は、事前配送及び配膳室業務に関する業務日誌、月報、年間報告書及びセルフモニタリング報告書（以下、「業務報告書」という。）を作成し、月報及びセルフモニタリング報告書は毎月業務終了後 7 日以内に、年間報告書は事業年度終了後 7 日以内に、福岡市に提出する。また、事業者は、業務日誌を福岡市の閲覧に供する。 2 事業者は、前項の業務報告書のうち、業務日誌は 5 年間、月報、年間報告書及びセルフモニタリング報告書は、維持管理・運営期間の終了時まで保管する。 3 （略）	第 45 条の 4 事業者は、事前配送及び配膳室業務に関する業務日誌、月報、年間報告書及びセルフモニタリング報告書（以下、「 <u>事前配送等業務報告書</u> 」という。）を作成し、月報及びセルフモニタリング報告書は毎月業務終了後 7 日以内に、年間報告書は事業年度終了後 7 日以内に、福岡市に提出する。また、事業者は、業務日誌を福岡市の閲覧に供する。 2 事業者は、前項の <u>事前配送等業務報告書</u> のうち、業務日誌は 5 年間、月報、年間報告書及びセルフモニタリング報告書は、維持管理・運営期間の終了時まで保管する。 3 （略）
第 47 条第 1 項 〔23 ページ〕	第 47 条 事業者は、要求水準書の定めるところにより、維持管理・運営業務計画書等を作成し、これらの書類が本契約及び要求水準等に適合するものであることについて、福岡市の確認を受けなければならない。	第 47 条 事業者は、要求水準書の定めるところにより、維持管理・運営業務計画書等を作成し、これらの書類が <u>要求水準等</u> に適合するものであることについて、福岡市の確認を受けなければならない。
第 47 条第 3 項 〔24 ページ〕	3 福岡市は、第 1 項の書類の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から 14 日以内に、維持管理・運営業務計画書等の内容が本契約及び要求水準等に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて	3 福岡市は、第 1 項の書類の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から 14 日以内に、維持管理・運営業務計画書等の内容が <u>要求水準等</u> に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて <u>要求</u>

	づいて本契約及び要求水準等に適合することを確認したときは、その旨を事業者に通知しなければならない。	<u>水準等</u> に適合することを確認したときは、その旨を事業者に通知しなければならない。
第 47 条第 4 項 〔24 ページ〕	4 福岡市は、前項の場合において、維持管理・運営業務計画書等の内容が本契約若しくは要求水準等の規定に適合しないことを認めたとき、又は維持管理・運営業務計画書等の記載によっては本契約及び要求水準等に適合するかどうかを確認することができない正当な理由があるときは、その旨及び理由並びに是正期間を示して事業者に通	4 福岡市は、前項の場合において、維持管理・運営業務計画書等の内容が <u>要求水準等</u> の規定に適合しないことを認めたとき、又は維持管理・運営業務計画書等の記載によっては <u>要求水準等</u> に適合するかどうかを確認することができない正当な理由があるときは、その旨及び理由並びに是正期間を示して事業者に通
第 47 条第 5 項 〔24 ページ〕	5 事業者は、前項、第 21 条第 4 項又は第 22 条第 4 項の通知を受けた場合においては、その責任において、維持管理・運営業務の体制書及び計画書の修正その他の必要な措置を行い、第 3 項の福岡市の確認を受けるものとする。ただし、前項、第 21 条第 4 項又は第 22 条第 4 項の通知に対して事業者が維持管理・運営業務計画書等を修正する必要がある旨の意見を述べた場合において、維持管理・運営業務計画書等を修正しないことが適切であると福岡市が認めたときは、この限りでない。この場合において、福岡市は、要求水準書の修正その他の必要な措置を講ずるものとする。	5 事業者は、前項、第 21 条第 4 項又は第 22 条第 4 項の通知を受けた場合においては、その責任において、 <u>維持管理・運営業務計画書等</u> の修正その他の必要な措置を行い、第 3 項の福岡市の確認を受けるものとする。ただし、前項、第 21 条第 4 項又は第 22 条第 4 項の通知に対して事業者が維持管理・運営業務計画書等を修正する必要がある旨の意見を述べた場合において、維持管理・運営業務計画書等を修正しないことが適切であると福岡市が認めたときは、この限りでない。この場合において、福岡市は、要求水準書の修正その他の必要な措置を講ずるものとする。
第 49 条第 2 項 〔24 ページ〕	2 事業者は、前項の資料の報告時に、運営備品調達業務の履行状況についても検査を行い、その結果を、事業者において適切と判断する証憑を添えて、前項の報告と同時に福岡市に報告する。	2 事業者は、前項の資料の報告時に、 <u>運営備品等調達業務</u> の履行状況についても検査を行い、その結果を、事業者において適切と判断する証憑を添えて、前項の報告と同時に福岡市に報告する。
第 51 条 〔25 ページ〕	第 51 条 第 50 条第 4 項に規定する運営開始確認書の交付が維持管理・運営開始予定日より遅延した場合には、事業者は、維持管理・運営開始予定日から運営開始確認書が交付された日（維持管理・運営開始予定日以降、運営開始確認書が交付される前に第 69 条又は第 70 条に基づき本契約が解除された場合には、かかる解除がなされた日）までの間（両端日を含む。ただし、第 44 条第 3 項に定める違約金の計算期間の末日が、本件運営開始予定日を超えている場合には、当該超過期間を除く。）に応じ、サービス購入費 A 及びサービス購入費 B の元本額の合計を元本として福岡市契約事務規則（昭和 39 年 3 月 19 日規則第 16 号）に定める率を乗じて計算した額の違約金を福岡市に支払う。	第 51 条 <u>事業者の責に帰すべき事由により</u> 、第 50 条第 4 項に規定する運営開始確認書の交付が維持管理・運営開始予定日より遅延した場合には、事業者は、維持管理・運営開始予定日から運営開始確認書が交付された日（維持管理・運営開始予定日以降、運営開始確認書が交付される前に第 69 条又は第 70 条に基づき本契約が解除された場合には、かかる解除がなされた日）までの間（両端日を含む。ただし、第 44 条第 3 項に定める違約金の計算期間の末日が、本件運営開始予定日を超えている場合には、当該超過期間を除く。）に応じ、サービス購入費 A 及びサービス購入費 B の元本額の合計を元本として福岡市契約事務規則（昭和 39 年 3 月 19 日規則第 16 号）に定める率を乗じて計算した額の違約金を福岡市に支払う。
第 53 条第 2 項 〔26 ページ〕	2 前項の維持管理業務年間計画書及び運営業務年間計画書は、第 2 条第 9 号及び第 11 号に掲げる業務の区分に従い策定する。	2 前項の維持管理業務年間計画書及び運営業務年間計画書は、第 2 条 <u>第 8 号及び第 10 号</u> に掲げる業務の区分に従い策定する。
第 70 条第 1 項 〔32 ページ〕	第 70 条 維持管理・運営期間開始前に、事業者の責めに帰すべき事由により、次の各号の事実が発生した場合には、福岡市は、事業者に通	第 70 条 維持管理・運営期間開始前に、事業者の責めに帰すべき事由により、次の各号の事実が発生した場合には、福岡市は、事業者に通

	知し、本契約の全部を解除することができる。 (1) 事業者が、工事開始予定日を過ぎても本件工事を開始せず、福岡市が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、事業者から合理的説明がなされないとき。 (2) 維持管理・運営開始予定日までに維持管理・運営業務が開始されないとき、又は維持管理・運営開始予定日後、相当の期間内に維持管理・運営業務を開始する見込みが明らかに存在しないと認めたとき。	知し、本契約の全部を解除することができる。<u>第2号の事実が発生した場合には、福岡市は、事業者に対して催告することなく、本契約の全部を解除することができるものとする。</u> (1) 事業者が、工事開始予定日を過ぎても本件工事を開始せず、福岡市が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、事業者から合理的説明がなされないとき。 (2) 維持管理・運営開始予定日までに維持管理・運営業務が開始されないとき、又は維持管理・運営開始予定日後、相当の期間内に維持管理・運営業務を開始する見込みが明らかに存在しないと認めたとき。
第72条第2項 [32 ページ]	2 前項の規定により本契約の一部が解除された場合、事業者は、当該解除が生じた事業年度の前年度のサービス購入費E及びサービス購入費Fの合計（初年度に解除された場合は、サービス購入費D並びに契約締結時点での初年度のサービス購入費E及びサービス購入費Fの合計）の100分の10に消費税・地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額を違約金として福岡市に支払わなければならない。ただし、本項に基づく本契約の一部解除後に、本契約の全部が解除された場合であって、事業者が第80条の規定に基づき福岡市に違約金を支払う場合には、事業者は第80条の規定に基づく違約金の金額から、本項に基づいて既に支払った違約金の金額を差し引いて支払えば足りる。	2 前項の規定により本契約の一部が解除された場合、事業者は、当該解除が生じた事業年度の前年度のサービス購入費E及びサービス購入費Fの合計（初年度に解除された場合は、サービス購入費D並びに契約締結時点での初年度のサービス購入費E及びサービス購入費Fの合計）の100分の10に消費税<u>及び</u>地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額を違約金として福岡市に支払わなければならない。ただし、本項に基づく本契約の一部解除後に、本契約の全部が解除された場合であって、事業者が第80条の規定に基づき福岡市に違約金を支払う場合には、事業者は第80条の規定に基づく違約金の金額から、本項に基づいて既に支払った違約金の金額を差し引いて支払えば足りる。
第78条第1項 [35 ページ]	第78条 開業準備期間開始前に本契約第69条又は第70条第1項の規定により本契約が解除された場合には、事業者は、福岡市に対して、サービス購入費A及びサービス購入費Bの元本額の合計の100分の10に消費税・地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額を違約金として福岡市の指定する期間内に支払う。福岡市は、第13条に基づく履行保証保険の保険金等が支払われた場合には、当該保険金を当該違約金の支払いに充当する。	第78条 開業準備期間開始前に本契約第69条又は第70条第1項の規定により本契約が解除された場合には、事業者は、福岡市に対して、サービス購入費A及びサービス購入費Bの元本額の合計の100分の10に消費税<u>及び</u>地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額を違約金として福岡市の指定する期間内に支払う。福岡市は、第13条に基づく履行保証保険の保険金等が支払われた場合には、当該保険金を当該違約金の支払いに充当する。
第79条第1項 [36 ページ]	第79条 開業準備期間中に本契約第69条又は第70条第1項の規定により本契約が解除された場合には、事業者は、サービス購入費D並びに契約締結時点での初年度のサービス購入費E及びサービス購入費Fの合計の100分の10に消費税・地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額を違約金として福岡市に支払う。福岡市は、第13条に基づく履行保証保険の保険金等が支払われた場合には、当該保険金を当該違約金の支払いに充当する。	第79条 開業準備期間中に本契約第69条又は第70条第1項の規定により本契約が解除された場合には、事業者は、サービス購入費D並びに契約締結時点での初年度のサービス購入費E及びサービス購入費Fの合計の100分の10に消費税<u>及び</u>地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額を違約金として福岡市に支払う。<u>(削除)</u>
第80条第1項 [36 ページ]	第80条 維持管理・運営期間開始後に本契約第69条又は第71条第1項の規定により本契約が解除された場合には、事業者は、当該解除が	第80条 維持管理・運営期間開始後に本契約第69条又は第71条第1項の規定により本契約が解除された場合には、事業者は、当該解除が

	生じた事業年度の前年度のサービス購入費E及びサービス購入費Fの合計（初年度に解除された場合は、サービス購入費D並びに契約締結時点での初年度のサービス購入費E及びサービス購入費Fの合計）の100分の10に消費税・地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額を違約金として福岡市に支払う。福岡市は、第13条に基づく履行保証保険の保険金等が支払われた場合には、当該保険金を当該違約金の支払いに充当する。	生じた事業年度の前年度のサービス購入費E及びサービス購入費Fの合計（初年度に解除された場合は、サービス購入費D並びに契約締結時点での初年度のサービス購入費E及びサービス購入費Fの合計）の100分の10に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額を違約金として福岡市に支払う。 <u>（削除）</u>
第81条第5項 〔38 ページ〕	5 第1項に規定される解除の場合において、当該解除により第1項の支払額を超過して事業者が増加費用又は損害が発生した場合、福岡市は当該増加費用及び損害（合理的な金融費用を含むが、事業者、構成員、協力企業、並びに事業者に出資又は融資を行う者の逸失利益その他合理的でない増加費用及び損害は除く。）を負担する。	5 第1項に規定される解除の場合において、当該解除により第1項の支払額とは別に事業者が増加費用又は損害が発生した場合、福岡市は当該増加費用及び損害（合理的な金融費用を含むが、事業者、構成員、協力企業、並びに事業者に出資又は融資を行う者の逸失利益その他合理的でない増加費用及び損害は除く。）を負担する。
第82条第6項 〔38 ページ〕	6 第1項に規定される解除の場合において、当該解除により第1項の支払額を超過して事業者が増加費用又は損害が発生した場合、福岡市は当該増加費用及び損害（合理的な金融費用を含むが、事業者、構成員、協力企業、並びに事業者に出資又は融資を行う者の逸失利益その他合理的でない増加費用及び損害は除く。）を負担する。	6 第1項に規定される解除の場合において、当該解除により第1項の支払額とは別に事業者が増加費用又は損害が発生した場合、福岡市は当該増加費用及び損害（合理的な金融費用を含むが、事業者、構成員、協力企業、並びに事業者に出資又は融資を行う者の逸失利益その他合理的でない増加費用及び損害は除く。）を負担する。
第83条第8項 〔39 ページ〕	8 第1項に規定される解除の場合において、当該解除により第1項及び第5項の支払額を超過して事業者が増加費用又は損害が発生した場合、福岡市は当該増加費用及び損害（合理的な金融費用を含むが、事業者、構成員、協力企業、並びに事業者に出資又は融資を行う者の逸失利益その他合理的でない増加費用及び損害は除く。）を負担する。	8 第1項に規定される解除の場合において、当該解除により第1項及び第5項の支払額とは別に事業者が増加費用又は損害が発生した場合、福岡市は当該増加費用及び損害（合理的な金融費用を含むが、事業者、構成員、協力企業、並びに事業者に出資又は融資を行う者の逸失利益その他合理的でない増加費用及び損害は除く。）を負担する。
第84条第1項 〔39 ページ〕	第84条 開業準備期間開始前に本契約第74条又は第75条の規定により本契約が解除された場合において、福岡市は、給食センター及び学校配膳室の出来形部分が存在する場合には、検査の上、検査に合格した出来形部分の買受代金を支払い、その所有権を取得する。買受代金額は、福岡市の査定額とするが、福岡市と事業者の合意がある場合、第三者評価方式も採用できる。ただし、第三者評価方式の採択は、福岡市もしくは事業者が相手方に第三者評価方式を書面で提案してから1ヶ月以内に、評価を行う第三者を決定することをその条件とし、かつ、第三者評価方式を採用することによる鑑定費用その他の増加費用は、福岡市及び事業者が折半して負担することとする。	第84条 開業準備期間開始前に本契約第74条又は第75条の規定により本契約が解除された場合において、福岡市は、給食センター及び学校配膳室の出来形部分が存在する場合には、検査の上、検査に合格した出来形部分の買受代金を支払い、その所有権を取得する。買受代金額は、福岡市の査定額とするが、福岡市と事業者の合意がある場合、第三者評価方式も採用できる。ただし、第三者評価方式の採択は、福岡市もしくは事業者が相手方に第三者評価方式を書面で提案してから1ヶ月以内に、評価を行う第三者を決定することをその条件とし、かつ、第三者評価方式を採用することによる鑑定費用その他の増加費用は、福岡市及び事業者が折半して負担することとする。 <u>なお、第三者評価方式を採用する場合の第三者の決定に当たって、福岡市及び事業者は、合理的な理由なく合意を留保できない。</u>
第87条 〔42 ページ〕	（協議及び増加費用の負担等） 第87条 事業者は、法令の変更により、本契約に従った業務の遂行が	（法令の変更） 第87条 事業者は、法令の変更により、本契約に従った業務の遂行が

	できなくなった場合には、その内容の詳細及び理由を直ちに福岡市に対して通知しなければならない。 2～4 (略)	できなくなった場合には、その内容の詳細及び理由を直ちに福岡市に対して通知しなければならない。 2～4 (略)
第 88 条第 1 項 [42 ページ]	第 88 条 法令の変更により、事業者に本事業の実施について合理的な増加費用及び損害が発生した場合には、次の各号のいずれかに該当する場合には福岡市が負担し、それ以外の法令の変更については事業者が負担する。なお、事業者の逸失利益にかかる増加費用並びに損害については、次の各号にかかわらず、事業者がすべて負担する。 (1) 学校給食センターの整備及び維持管理・運営に関する法令の変更。ただし、当該法令のうち、学校給食センターの整備及び維持管理・運営に関する事業以外の事業にも適用されるものを除く。 (2) 建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令変更等（建築物の維持管理に関する法令変更等を含む。）による増加費用 (3) 消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更による増加費用 (4) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づき実施される公共施設等の整備等に係る税制上の措置の変更による増加費用 (5) 法令変更等による増加費用で資本的支出に係るもの	第 88 条 法令の変更により、事業者に本事業の実施について合理的な増加費用及び損害が発生した場合には、次の各号のいずれかに該当する場合には福岡市が負担し、それ以外の法令の変更については事業者が負担する。なお、事業者の逸失利益にかかる増加費用並びに損害については、次の各号にかかわらず、事業者がすべて負担する。 (1) 学校給食センターの整備及び維持管理・運営に関する法令の変更。ただし、当該法令のうち、学校給食センターの整備及び維持管理・運営に関する事業以外の事業にも適用されるものを除く。 (2) 建築物の敷地、構造又は建築設備に関する<u>法令変更等（建築物の維持管理に関する法令変更等を含む。）</u> (3) 消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の<u>変更</u> (4) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づき実施される公共施設等の整備等に係る税制上の<u>措置の変更</u> (5) 法令変更等による増加費用で資本的支出に係るもの
第 90 条 [43 ページ]	第 90 条 不可抗力により、事業者に本事業の実施について合理的な増加費用及び損害が発生する場合には、以下のとおりとする。 (1) 本契約締結から開業準備期間開始までの期間中に不可抗力が生じた場合には、事業者が生じた本事業の実施にかかる合理的な増加費用額及び損害額が同期間中の累計で、施設整備費元本額の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除する。なお、事業者の逸失利益にかかる増加費用並びに損害については、事業者がすべて負担する。 (2) 開業準備期間及び維持管理・運営期間中に不可抗力が生じた場合には、事業者が生じた本事業の実施にかかる合理的な増加費用額及び損害額が、当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、維持管理・運營業務等サービス購入費年平均額（開業準備期間中においては、維持管理・運営期間の初年度の維持管理・運營業務等サービス購入費）の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除する。なお、事業者の逸失利益にかかる増加費用並びに損害については、	第 90 条 不可抗力により、事業者に本事業の実施について合理的な増加費用及び損害が発生する場合には、以下のとおりとする。 (1) 本契約締結から開業準備期間開始までの期間中に不可抗力が生じた場合には、事業者が生じた本事業の実施にかかる合理的な増加費用額及び損害額が同期間中の累計で、<u>サービス購入費 A、サービス購入費 B の元本額及びサービス購入費 C の合計</u>の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除する。なお、事業者の逸失利益にかかる増加費用並びに損害については、事業者がすべて負担する。 (2) 開業準備期間及び維持管理・運営期間中に不可抗力が生じた場合には、事業者が生じた本事業の実施にかかる合理的な増加費用額及び損害額が、当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、<u>当該不可抗力が発生した事業年度の前年度のサービス購入費 E 及びサービス購入費 F の合計（初年度に解除された場合は、サービス購入費 D 並びに契約締結時点での初年度のサービス購入費 E 及びサービス購入費 F の合計）</u>の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から

	事業者がすべて負担する。	控除する。なお、事業者の逸失利益にかかる増加費用並びに損害については、事業者がすべて負担する。
第 91 条 〔43 ページ〕	第 91 条 第 43 条第 4 項に規定する各施設完成確認書の交付後に、第三者の責に帰すべき事由により当該各施設に損害が生じた場合においては、当該第三者に対する損害賠償の請求は、事業者の責任及び費用負担において行う。 2 前項に定める場合において、事業者が過失なくして前項の第三者を知ることができないときその他やむを得ない事由があるときは、事業者は、各施設の損害の状況、当該損害の修復の方法及び当該第三者に損害の負担を求めることができない理由（以下本条において「各施設の損害の状況等」という。）を福岡市に通知しなければならない。 3 福岡市は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の各施設の損害の状況等を確認し、その結果を事業者に通知しなければならない。 4 事業者は、前項の規定により各施設の損害の状況等が確認されたときは、当該損害が生じた各施設を要求水準等に適合させるために要する費用（第三者から損害賠償を受けた部分及び第 52 条第 3 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）の負担を福岡市に請求することができる。ただし、第三者による各施設への損害が事業者の善管注意義務又は管理義務の違反により生じた場合には、当該費用を事業者が負担するものとする。 5 福岡市は、前項の規定により事業者から費用の負担の請求があったときは、当該費用の額（当該費用のうち通常生ずべきものに係る額に限る。）を負担しなければならない。	第 91 条 第 44 条第 1 項に規定する各施設の引渡しまでの間に、第三者の責に帰すべき事由により当該各施設に損害が生じた場合においては、当該第三者に対する損害賠償の請求は、事業者の責任及び費用負担において行い、第 44 条第 1 項に規定する各施設の引渡し後に、第三者の責に帰すべき事由により当該各施設に損害が生じた場合においては、当該第三者に対する損害賠償の請求は、福岡市の責任及び費用負担において行う。 2 前項に基づき事業者が第三者に対する損害賠償の請求を行うべき場合において、事業者が過失なくして前項の第三者を知ることができないときその他やむを得ない事由があるときは、事業者は、各施設の損害の状況、当該損害の修復の方法及び当該第三者に損害の負担を求めることができない理由（以下本条において「各施設の損害の状況等」という。）を福岡市に通知しなければならない。 3 福岡市は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の各施設の損害の状況等を確認し、その結果を事業者に通知しなければならない。 4 事業者は、前項の規定により各施設の損害の状況等が確認されたときは、当該損害が生じた各施設を要求水準等に適合させるために要する費用（第三者から損害賠償を受けた部分及び第 26 条第 4 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）の負担を福岡市に請求することができる。ただし、第三者による各施設への損害が事業者の善管注意義務又は管理義務の違反により生じた場合には、当該費用を事業者が負担するものとする。 5 福岡市は、前項の規定により事業者から費用の負担の請求があったときは、当該費用の額（当該費用のうち通常生ずべきものに係る額に限る。）を負担しなければならない。 6 第 1 項に基づき福岡市が第三者に対する損害賠償の請求を行なう場合において、福岡市が請求するときは、事業者は、福岡市の請求に従い、各施設の損害の状況及び当該損害の修復の方法等を確認し、その結果を福岡市に通知しなければならない。
第 92 条第 1 項 〔44 ページ〕	第 92 条 福岡市は、設計図書等、給食センター及び学校配膳室について、福岡市の裁量により無償で利用する権利（公表、改変、複製、展示、頒布、翻案する権利を含む。以下本条において同じ。）を有するものとし、その権利は、本契約の終了後も存続する。	第 92 条 福岡市は、設計図書等、給食センター及び学校配膳室について、福岡市の裁量により無償で利用する権利（公表、改変、複製、展示、頒布、翻案する権利を含む。以下本条において同じ。）を有するものとし、その権利は、本契約の終了後も存続する。 ただし、事業者固有の技術等に関する事項を福岡市が使用するに際しては、事業者と

第 93 条第 3 項 〔44 ページ〕	3 事業者は、設計図書等、給食センター及び学校配膳室を利用する行為が第三者の著作権を侵害することにより第三者が受けた損害の賠償をしなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。福岡市が賠償額を負担し、又は必要な措置を講じるための費用を負担したときには、事業者は、福岡市に対し、福岡市が負担した賠償額又は費用の全額を補償する。ただし、損害の発生が本契約及び要求水準等のいずれにも基づかない福岡市の提案又は指示に起因する場合はこの限りではない。	<u>協議を行うものとする。</u> 3 事業者は、設計図書等、給食センター及び学校配膳室を利用する行為が第三者の著作権を侵害することにより第三者が受けた損害の賠償をしなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。福岡市が賠償額を負担し、又は必要な措置を講じるための費用を負担したときには、事業者は、福岡市に対し、福岡市が負担した賠償額又は費用の全額を補償する。ただし、損害の発生が <u>要求水準等</u> のいずれにも基づかない福岡市の提案又は指示に起因する場合はこの限りではない。
第 95 条第 2 項 〔45 ページ〕	2 福岡市は、事業者に対してサービス購入費に係る消費税を除き、一切租税を負担しない。	2 福岡市は、事業者に対してサービス購入費に係る消費税 <u>及び地方消費税</u> を除き、一切租税を負担しない。
第 96 条第 1 項 〔45 ページ〕	第 96 条 事業者の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。 2 事業者は、毎事業年度、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、福岡市に提出しなければならない。	第 96 条 事業者の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。 <u>ただし、最初の事業年度については、事業者の設立の日から平成 25 年 3 月 31 日とする。</u> 2 事業者は、毎事業年度、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、福岡市に提出しなければならない。 <u>ただし、最初の事業年度については、本契約締結後速やかに提出するものとする。</u>
第 100 条第 8 項 〔47 ページ〕	8 事業者は、本事業の業務が終了後、福岡市に対し、速やかに個人情報記載された資料その他一切の情報媒体を変換する。	8 事業者は、本事業の業務が終了後、福岡市に対し、速やかに個人情報記載された資料その他一切の情報媒体を <u>返還</u> する。
別紙 1 : 1 〔49 ページ〕	保険金額：給食センター及び学校配膳室の建設工事費（消費税を含む）	保険金額：給食センター及び学校配膳室の建設工事費（消費税 <u>及び地方消費税</u> を含む）
別紙 2 : 1 (2) ウ 〔52 ページ〕	・ 基準金利 給食センターの引渡が完了する日の 2 営業日前（銀行営業日でない場合は、その前銀行営業日）の TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6 ヶ月 L I B O R ベース 10 年物（円－円）金利スワップレート（基準日午前 10 時。テレレート 17143 ページ。）とする。	・ 基準金利 給食センターの引渡が完了する日の 2 営業日前（銀行営業日でない場合は、その前銀行営業日）の TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6 ヶ月 <u>LIBOR</u> ベース <u>15 年物</u> （円－円）金利スワップレート（基準日午前 10 時。テレレート 17143 ページ。）とする。
別紙 2 : 1 (2) ウ 〔52 ページ〕	・ 金利計算方法 各回の支払（初回を含む）において、期間 3 ヶ月（0.25 年）後取として計算する。	・ 金利計算方法 各回の <u>支払において</u> 、期間 3 ヶ月（0.25 年）後取として計算する。 <u>なお、初回については、給食センター完工予定日の翌日から初回支払までの期間により計算する。</u>

別紙 2 : 1 (3) [53 ページ]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>区分</th><th>構成される費用の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">学校配膳室改修に係る対価 (サービス購入費 C)</td><td>設計・建設費</td><td>・学校配膳室改修に係る調査設計費 ・学校配膳室改修費 ・上記に伴う各種申請等の業務費</td></tr> <tr> <td>割賦手数料</td><td>・割賦金利</td></tr> </tbody> </table>	項目	区分	構成される費用の内容	学校配膳室改修に係る対価 (サービス購入費 C)	設計・建設費	・学校配膳室改修に係る調査設計費 ・学校配膳室改修費 ・上記に伴う各種申請等の業務費	割賦手数料	・割賦金利	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>区分</th><th>構成される費用の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校配膳室改修に係る対価 (サービス購入費 C)</td><td>設計・建設費</td><td>・学校配膳室改修に係る調査設計費 ・学校配膳室改修費 ・上記に伴う各種申請等の業務費</td></tr> </tbody> </table>	項目	区分	構成される費用の内容	学校配膳室改修に係る対価 (サービス購入費 C)	設計・建設費	・学校配膳室改修に係る調査設計費 ・学校配膳室改修費 ・上記に伴う各種申請等の業務費
項目	区分	構成される費用の内容														
学校配膳室改修に係る対価 (サービス購入費 C)	設計・建設費	・学校配膳室改修に係る調査設計費 ・学校配膳室改修費 ・上記に伴う各種申請等の業務費														
	割賦手数料	・割賦金利														
項目	区分	構成される費用の内容														
学校配膳室改修に係る対価 (サービス購入費 C)	設計・建設費	・学校配膳室改修に係る調査設計費 ・学校配膳室改修費 ・上記に伴う各種申請等の業務費														
別紙 2 : 1 (4) [53 ページ]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>区分</th><th>構成される費用の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開業準備に係る対価 (サービス購入費 D) ※事業者の提案により開業準備期間を 1 ヶ月以上確保する場合においても、当該対価は 1 ヶ月相当分とする。</td><td>開業準備費</td><td>・建物維持管理業務 ・建築設備維持管理業務 ・厨房設備維持管理業務 ・清掃業務 ・外構等維持管理業務 ・警備業務 ・光熱水費 ・研修費 ・リハーサル費 ・その他開業準備に関して必要となる費用</td></tr> </tbody> </table>	項目	区分	構成される費用の内容	開業準備に係る対価 (サービス購入費 D) ※事業者の提案により開業準備期間を 1 ヶ月以上確保する場合においても、当該対価は 1 ヶ月相当分とする。	開業準備費	・建物維持管理業務 ・建築設備維持管理業務 ・厨房設備維持管理業務 ・清掃業務 ・外構等維持管理業務 ・警備業務 ・光熱水費 ・研修費 ・リハーサル費 ・その他開業準備に関して必要となる費用	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>区分</th><th>構成される費用の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開業準備に係る対価 (サービス購入費 D) ※事業者の提案により開業準備期間を 1 ヶ月以上確保する場合においても、当該対価は 1 ヶ月相当分とする。</td><td>開業準備費</td><td>・建物維持管理業務 ・建築設備維持管理業務 ・厨房設備維持管理業務 ・清掃業務 ・外構等維持管理業務 ・警備業務 ・光熱水費 ・研修費 ・リハーサル費 ・広報資料作成費 ・その他開業準備に関して必要となる費用</td></tr> </tbody> </table>	項目	区分	構成される費用の内容	開業準備に係る対価 (サービス購入費 D) ※事業者の提案により開業準備期間を 1 ヶ月以上確保する場合においても、当該対価は 1 ヶ月相当分とする。	開業準備費	・建物維持管理業務 ・建築設備維持管理業務 ・厨房設備維持管理業務 ・清掃業務 ・外構等維持管理業務 ・警備業務 ・光熱水費 ・研修費 ・リハーサル費 ・ 広報資料作成費 ・その他開業準備に関して必要となる費用		
項目	区分	構成される費用の内容														
開業準備に係る対価 (サービス購入費 D) ※事業者の提案により開業準備期間を 1 ヶ月以上確保する場合においても、当該対価は 1 ヶ月相当分とする。	開業準備費	・建物維持管理業務 ・建築設備維持管理業務 ・厨房設備維持管理業務 ・清掃業務 ・外構等維持管理業務 ・警備業務 ・光熱水費 ・研修費 ・リハーサル費 ・その他開業準備に関して必要となる費用														
項目	区分	構成される費用の内容														
開業準備に係る対価 (サービス購入費 D) ※事業者の提案により開業準備期間を 1 ヶ月以上確保する場合においても、当該対価は 1 ヶ月相当分とする。	開業準備費	・建物維持管理業務 ・建築設備維持管理業務 ・厨房設備維持管理業務 ・清掃業務 ・外構等維持管理業務 ・警備業務 ・光熱水費 ・研修費 ・リハーサル費 ・ 広報資料作成費 ・その他開業準備に関して必要となる費用														
別紙 2 : 1 (5) イ [54 ページ]	イ サービス購入費 E (固定料金) 給食センターの維持管理・運営に係る対価のうち、維持管理・運営期間にわたり市が事業者に対して固定的に支払うものをいい、事業者が事業提案書において提案した金額に基づき、年度毎に固定された金額を支払う。 支払回数は年 4 回とし、第 1 四半期から第 4 四半期の各四半期において、年間支払額の 4 分の 1 相当額を、維持管理・運営期間中に計 59 回支払う (例えば、維持管理・運営開始日が平成 26 年 9 月 1 日であれば、平成 26 年 11 月末日を第 1 回の支払日、平成 41 年 5 月末日を最終支払日とした 59 回払いとなる。ただし、第 1 回支払期のみ 1 ヶ月相当分とする。以下同じ)。	イ サービス購入費 E (固定料金) 給食センターの維持管理・運営に係る対価のうち、維持管理・運営期間にわたり市が事業者に対して固定的に支払うものをいい、事業者が事業提案書において提案した金額に基づき、年度毎に固定された金額を支払う。 支払回数は年 4 回とし、第 1 四半期から第 4 四半期の各四半期において、年間支払額の 4 分の 1 相当額を、維持管理・運営期間中に計 59 回支払う (例えば、維持管理・運営開始日が平成 26 年 9 月 1 日であれば、平成 26 年 11 月末日 まで を第 1 回の支払日、平成 41 年 5 月末日 まで を最終支払日とした 59 回払いとなる。ただし、第 1 回支払期のみ 1 ヶ月相当分とする。以下同じ)。														
別紙 2 : 1 (5) エ. ②	② 提供給食数の定義 提供給食数には、生徒用、教職員用、試食用が含まれるものとし、市	② 提供給食数の定義 提供給食数には、生徒用、教職員用、試食用が含まれるものとし、市														

[55 ページ]	の検食用、事業者の検食用を含まない。なお、提供給食数に含まれない、市の検食用、事業者の検食用は、サービス対価Eの固定料金部分に含まれるものとする。	の検食用、事業者の検食用を含まない。なお、提供給食数に含まれない、市の検食用、事業者の検食用は、<u>サービス購入費E</u>の固定料金部分に含まれるものとする。
別紙2:1(5) エ. ③ [55 ページ]	③ 提供対象者数等の増減に関する協議 市及び事業者は、維持管理・運営期間中の各年度毎（5月1日時点）の提供対象者数（提供給食数の対象となる生徒等の合計数）が「要求水準書参考資料9」に記載の想定提供給食数の2割程度増減した場合、学校等の数が増減した場合及び配送範囲が変更した場合は、サービス購入費E及びサービス購入費Fの割合若しくはサービス購入費E及びサービス購入費Fの料金単価の見直しについて協議を行うものとする。 提供クラス数が増加するなど食缶等の什器備品等を新たに調達する必要がある場合については、市は調達費等について合理的な範囲で負担するとともに、市及び事業者は、サービス購入費Fの見直しについて協議を行うものとする。	③ 提供対象者数等の増減に関する協議 市及び事業者は、維持管理・運営期間中の各年度毎（5月1日時点）の提供対象者数（提供給食数の対象となる生徒等の合計数）が「要求水準書参考資料9」に記載の想定提供給食数の2割程度増減した場合、学校等の数が増減した場合及び配送範囲が変更した場合は、サービス購入費E及びサービス購入費Fの割合若しくはサービス購入費E及びサービス購入費Fの料金単価の見直しについて協議を行うものとする。 提供クラス数が増加するなど食缶等の<u>運営備品等</u>を新たに調達する必要がある場合については、市は調達費等について合理的な範囲で負担するとともに、市及び事業者は、<u>サービス購入費E及び</u>サービス購入費Fの見直しについて協議を行うものとする。
別紙2:1(5) エ. ④ [55 ページ]	④ 提供給食数の決定方法 生徒の転出入、教職員の異動、及び学校行事等の開催等の変動要因があるため、各月の前月の10日（ただし4月提供分については、4月2日）までに、市から事業者はその月の予定給食数の指示を行う。 （略）	④ 提供給食数の決定方法 生徒の転出入、教職員の異動、及び学校行事等の開催等の変動要因があるため、各月の前月の<u>20日（土・日・祝日の場合は直前平日）</u>までに、市から事業者はその月の予定給食数の指示を行う。 （略）
別紙2:2(5) [57 ページ]	(5) サービス購入費E（固定料金）及びサービス購入費F（変動料金） 市は、事業者の維持管理・運営業務の実施状況をモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認した上で、サービス購入費E及びFを支払う。 市は、事業者から四半期業務報告書の提出を受け、四半期に一度、業務状況の良否を判断し、業務報告書の受領後10日以内に事業者へモニタリングの結果を通知する。当該通知の後に事業者は適法な請求書を発行し、その後30日以内に、市が支払いを行う。	(5) サービス購入費E（固定料金）及びサービス購入費F（変動料金） 市は、事業者の維持管理・運営業務の実施状況をモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認した上で、サービス購入費E及びFを支払う。 市は、事業者から<u>毎月、月報及びセルフモニタリング報告書</u>の提出を受け、四半期に一度、業務状況の良否を判断し、<u>四半期最終月の月報及びセルフモニタリング報告書</u>の受領後10日以内に事業者へモニタリングの結果を通知する。当該通知の後に事業者は適法な請求書を発行し、その後30日以内に、市が支払いを行う。

別紙 2 : 3 (2) ア. ③ [57 ページ]	③ 改定方法 本事業契約締結日の属する月の指標値と本件工事の着工日の属する月の指標値を比較し、1.5%以上の物価変動がある場合は、市及び事業者は、物価変動に基づく改訂の申し入れを行うことが出来る。改定を行う場合の方法は、次のとおりとする。 「A」：事業契約書に記載されたサービス購入費B（割賦支払）のうち直接工事施工に必要となる経費 「B」：本件工事の着工日のサービス購入費B（割賦支払）のうち直接工事施工に必要となる経費 「改定率 a」：本件工事の着工日の属する月の指標値（確定値）／本契約締結日の属する月の指標値（確定値） 改定後の建設費用「B」を求めるための計算式は、以下のとおりである。 $B = A \times \text{改定率 } a$	③ 改定方法 本事業契約締結日の属する月の指標値と本件工事の着工日の属する月の指標値を比較し、1.5%以上の物価変動がある場合は、市及び事業者は、物価変動に基づく改訂の申し入れを行うことが出来る。改定を行う場合の方法は、次のとおりとする。 「A」：事業契約書に記載された<u>サービス購入費A及び</u>サービス購入費B（割賦支払）のうち直接工事施工に必要となる経費 「B」：本件工事の着工日のサービス購入費B（割賦支払）のうち直接工事施工に必要となる経費 「改定率 a」：本件工事の着工日の属する月の指標値（確定値）／本契約締結日の属する月の指標値（確定値） 改定後の建設費用「B」を求めるための計算式は、以下のとおりである。 $B = \frac{(A \times \text{改定率 } a) - \text{サービス購入費Aのうち直接工事施工に必要な経費}}{1}$
別紙 2 : 3 (4) [58 ページ]	(4) サービス購入費D（一括払い）の改定 物価変動にともなうサービス購入費Dの改定は行わない。	(4) サービス購入費D（一括払い）の改定 物価変動にともなうサービス購入費Dの改定については、<u>後述 3 (5) アのサービス購入費Eの改定方法に基づくものとする。また、算定方法は、事業契約締結日の属する年度の9月と平成 25 年9月の指標により算定する。</u>
様式 1 : 第 1 条 [68 ページ]	(目的) 第 1 条 甲は、乙の「第 1 給食センター（仮称）整備等事業」事業契約書（以下「事業契約」という。）の履行のため、次条に掲げる貸付物件を乙に無償で貸し付ける。	(目的) 第 1 条 甲は、乙の「第 1 給食センター（仮称）整備<u>運営</u>事業」事業契約書（以下「事業契約」という。）の履行のため、次条に掲げる貸付物件を乙に無償で貸し付ける。
様式 1 : 第 10 条第 2 項 [69 ページ]	2 甲は、事業契約が解除により終了し、又は第 3 条に基づく貸付期間が終了するまでの間、乙以外の第三者に対して本件物件を貸し付けてはならない。	2 甲は、事業契約が解除により終了し、又は第 3 条に基づく貸付期間が終了するまでの間、乙以外の第三者に対して<u>本件土地</u>を貸し付けてはならない。
様式 1 : 第 12 条 [69 ページ]	第 12 条 事業契約が解除その他の理由で期間満了前に終了した場合において、本契約は事業契約の終了と同時に終了する。	第 12 条 事業契約が解除その他の理由で<u>第 3 条に基づく貸付期間</u>の満了前に終了した場合において、本契約は事業契約の終了と同時に終了する。
様式 2 [71 ページ]	第 1 給食センター（仮称）整備等事業事業契約書[第 32 条第 7 項及び第 44 条]の規定に基づき、下記のとおり施設及び施設内の設備・備品を引き渡します。	第 1 給食センター（仮称）整備<u>運営</u>事業事業契約書[第 32 条第 7 項及び第 44 条]の規定に基づき、下記のとおり施設及び施設内の設備・備品を引き渡します。
様式 3 : 前文 [72 ページ]	〔 〕（以下「保証人」という。）は、第 1 給食センター（仮称）整備等事業（以下「本事業」という。）に関連して、事業者が市と	〔 〕（以下「保証人」という。）は、第 1 給食センター（仮称）整備<u>運営</u>事業（以下「本事業」という。）に関連して、事業者が市と

	との間で平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日付けで締結した第1給食センター（仮称）整備等事業事業契約書（以下「事業契約」という。）に基づいて、事業者が市に対して負担する本保証書第1条の債務を事業者と連帯して保証する（以下「本保証」という。）。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義されたものを除き、事業契約において定められるものと同様の意味を有する。	との間で平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日付けで締結した第1給食センター（仮称）整備 運営 事業事業契約書（以下「事業契約」という。）に基づいて、事業者が市に対して負担する本保証書第1条の債務を事業者と連帯して保証する（以下「本保証」という。）。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義されたものを除き、事業契約において定められるものと同様の意味を有する。
様式4：前文 〔74 ページ〕	市及び〔 〕（以下「事業者」という。）間において、本日付けで締結された第1給食センター（仮称）整備等事業事業契約書（以下「事業契約」という。）に関して、株主である〔 〕、〔 〕及び〔 〕（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、市に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本出資者誓約書において用いられる用語の定義は、事業契約に定めるとおりとします。	市及び〔 〕（以下「事業者」という。）間において、本日付けで締結された第1給食センター（仮称）整備 運営 事業事業契約書（以下「事業契約」という。）に関して、株主である〔 〕、〔 〕及び〔 〕（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、市に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本出資者誓約書において用いられる用語の定義は、事業契約に定めるとおりとします。

■要求水準書

該当箇所	訂正前	訂正後
表紙	第1給食センター（仮称）整備等事業	第1給食センター（仮称）整備 運営 事業
目次	I 第1給食センター（仮称）整備等事業の概要・・・・・・・・・・1	I 第1給食センター（仮称）整備 運営 事業の概要・・・・・・・・・・1
目次	【参考資料一覧】 （略） 参考資料 12-3 特別支援学校（アレルギー対応食）年間献立例 （略） 参考資料 24 特別支援学校クラス毎給食人員内訳	【参考資料一覧】 （略） 参考資料 12-3 特別支援学校（アレルギー対応食）年間献立例 参考資料 12-4 想定献立使用食材料パターン(3日分) （略） 参考資料 24 特別支援学校クラス毎給食人員内訳 参考資料 25 給食調理使用済み油の性状について 参考資料 26 中学校及び特別支援学校の学級配膳台仕様
I. 〔1 ページ〕	I 第1給食センター（仮称）整備等事業の概要	I 第1給食センター（仮称）整備 運営 事業の概要

Ⅱ． 6． (6)
イ． ①
〔11 ページ〕

表Ⅱ－ 4 主要諸室区域区分		
区域区分		諸 室 等
一般 エリ ア	福岡市 専用部分	(略)
	共用部分	(略)
	事業者 専用部分	(略)
給食 エリ ア	汚染作業 区域	[検収・下処理ゾーン] 食材搬入用プラットフォーム、検収室、食品庫・ 調味料庫、調味料計量スペース、冷蔵庫、冷凍 庫、泥落とし室、下処理室（主に食肉、魚介類、 野菜類）、一般加工食品下処理室、容器・器具・ 運搬用カート等洗浄室、可燃物庫・不燃物庫、 油庫 等 [洗浄ゾーン] 食器具・食缶等（コンテナ）回収用プラットホ ーム、洗浄室、残渣庫 等
	非汚染 作業区域	(略)
	その他の区域	(略)

Ⅱ． 7． (1)
ア． ①
〔22 ページ〕

○泥落とし室
野菜の泥を落とし、じゃがいもやにんじん等の皮を剥くための所要
の仕様・設備を整える。

Ⅱ． 7． (1)
ウ
〔26 ページ〕

○統合型調理実習室兼視聴覚室
a. 間仕切りをした場合、視聴覚室に 50 席確保できるように設置する。
また、調理台は 9 台程度（うち、講師用台 1 台）とする。
b. 講師用台の手元を映像で表示できる工夫を施す。
c. 試作用食材等を保管するための冷蔵庫冷凍庫（業務用冷蔵庫及び冷凍庫
1,000 リットル各 2 台分程度）やふきんを洗うための洗濯機を置く。
d. (略)

Ⅱ． 7． (1)
ウ
〔27 ページ〕

○食育研修室
a. スクール型式（椅子と机を並べた型式）で 200 席以上確保できるスペ
ースとする。
b. (略)

表Ⅱ－ 4 主要諸室区域区分

区域区分		諸 室 等
一般 エリ ア	福岡市 専用部分	(略)
	共用部分	(略)
	事業者 専用部分	(略)
給食 エリ ア	汚染作業 区域	[検収・下処理ゾーン] 食材搬入用プラットフォーム、検収室、食品庫・ 調味料庫、調味料計量スペース、冷蔵庫、冷凍 庫、 <u>皮むき室</u> 、下処理室（主に食肉、魚介類、 野菜類）、一般加工食品下処理室、容器・器具・ 運搬用カート等洗浄室、可燃物庫・不燃物庫、 油庫 等 [洗浄ゾーン] 食器具・食缶等（コンテナ）回収用プラットホ ーム、洗浄室、残渣庫 等
	非汚染 作業区域	(略)
	その他の区域	(略)

○皮むき室
野菜の泥を落とし、じゃがいもやにんじん等の皮を剥くための所要
の仕様・設備を整える。

○統合型調理実習室兼視聴覚室
a. 間仕切りをした場合、視聴覚室に 50 席確保できるように設置する。
また、調理台は 9 台程度（うち、講師用台 1 台）とする。
b. 講師用台の手元を映像で表示できる工夫を施す。
c. 試作用食材等を保管するための冷蔵庫冷凍庫やふきんを洗うための洗
濯機を置く。
d. (略)

○食育研修室
a. スクール型式（椅子と机を並べた型式）で 200 席以上、シアター型式
（椅子のみをステージに向かって整然と並べる型式）では 600 席以上
確保できるスペースとする。
b. (略)

Ⅱ. 10 [36 ページ]	10. 学校配膳室改修業務 「事前調査業務及びその関連業務」、「建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務」及び「工事監理業務」の要求水準等に従い、表Ⅱ－13「学校配膳室改修概要」に示す配送対象の中学校については、「ユニバーサルシティ福岡」の考え方に沿って、昇降階段を除却し、室内床面と廊下面をフラット化することを基本とした配膳室の改修を行う。ただし、校舎棟外に設置されている独立型配膳室については、建て替えを行うこととする。 なお、改修時期については下表に示す平成 25 年度改修必要校（表内では「H25 改修校」と示す）以外は平成 26 年度でも可とする。	10. 学校配膳室改修業務 「事前調査業務及びその関連業務」、<u>「設計業務及びその関連業務に伴う各種許可手続き等の業務」</u>、「建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務」及び「工事監理業務」の要求水準等に従い、表Ⅱ－13「学校配膳室改修概要」に示す配送対象の中学校については、「ユニバーサルシティ福岡」の考え方に沿って、昇降階段を除却し、室内床面と廊下面をフラット化することを基本とした配膳室の改修を行う。ただし、校舎棟外に設置されている独立型配膳室については、建て替えを行うこととする。 なお、改修時期については下表に示す平成 25 年度改修必要校（表内では「H25 改修校」と示す）以外は平成 26 年度でも可とする。
Ⅲ. 2. (10) ア [40 ページ]	ア パンフレット A 3 両面カラー刷 A 4 折り 3,000 部を作成し、原版データ（C D－R として提出）とともに市に提出する。 パンフレットについては、事業者で年 1 回の原版データの内容の更新を行う。内容については、市と調整を行い、承認を得る。なお、制作に伴う撮影、取材などの対象は、本施設だけではなく、配送対象校やごみ処理過程などを含めることとする。	ア パンフレット A 3 両面カラー刷 A 4 折り 3,000 部を作成し、原版データ（C D－R として提出）とともに市に提出する。<u>内容については、市と調整を行い、承認を得る。なお、制作に伴う撮影、取材などの対象は、本施設だけではなく、配送対象校やごみ処理過程などを含めることとする。</u> <u>なお、パンフレットについては、「運營業務における食育支援業務」として、事業者で年 1 回の原版データの内容の更新を行う。</u>
V. 3. (1) カ. ② [57 ページ]	② 揚物調理に使用する調理油は、調理当日に揚物機に入れ、設定温度に達してから調理を行う。 なお、調理油の再使用は最大 3 回までとする。	② 揚物調理に使用する調理油は、調理当日に揚物機に入れ、設定温度に達してから調理を行う。 なお、調理油の再使用は最大 6 回までとする。
V. 7. (1) [61 ページ]	(1) 配送対象校から回収した残食は、学級毎に副食の種類別に計量、記録する。	(1) 配送対象校から回収した残食は、<u>学校毎</u>に副食の種類別に計量、記録する。
V. 11. (3) [62 ページ]	(3) その他 ア 必要な要員の配置・ローテーション等を検討する。 イ 要請があれば、試食会等に立ち会い、必要な説明や質疑応答などを行う。	(3) その他 ア 必要な要員の配置・ローテーション等を検討する。 イ 要請があれば、試食会等に立ち会い、必要な説明や質疑応答などを行う。 <u>ウ 開業準備業務において作成したパンフレットについて、年 1 回の原版データの内容の更新を行う。</u>
V. 12. (5) ア [65 ページ]	ア 給食数の調整 ① 毎月（8 月を除く。）提供する給食数は、前月の 20 日（土・日・祝日の場合は直前平日）までに、市から事業者に対して指示する。 ② 毎月（8 月を除く。）提供する給食数に変更がある場合には、変更が生じる日から起算して 5 日前（土・日・祝日除く。）までに、市から	ア 給食数の調整 ① 毎月（8 月を除く。）提供する給食数は、前月の 20 日（土・日・祝日の場合は直前平日）までに、市から事業者に対して指示する。 ② 毎月（8 月を除く。）提供する給食数に変更がある場合には、変更が生じる日から起算して <u>2 稼働日前（ただし、夏季休暇等をまたぐ場</u>

	事業者に対して指示する。なお、転出入などの理由による場合は3日前（土・日・祝日除く。）までに、市から事業者に対して指示する。	<u>合は市の休日を除く2日前）の正午までに、市から事業者に対して指示する。（「なお」以降削除）</u>
参考資料 4		<u>（差し替え）</u>
参 考 資 料 12-4		<u>（新規追加）</u>
参 考 資 料 13-4		<u>（差し替え）</u>
参考資料 25		<u>（新規追加）</u>
参考資料 26		<u>（新規追加）</u>